

NO	質問	回答
①	プロポーサル実施要領について	
1	<p>「13.評価の手續及び契約候補者の特定」における(1)提案書に関する審査(プレゼンテーション、ヒアリング)について、その方法には指定がありますでしょうか。</p> <p>例えば、提案書の内容を説明するパワーポイント資料や、説明するための機材(パソコン、プロジェクター)等については、提案者で準備する必要がありますでしょうか。</p>	<p>提案書に沿って全体を15分以内でプレゼンテーションをしていただき、15分程度で委員からのヒアリングをしていただきます。プレゼンテーションでは、パワーポイントの作成・プロジェクターの使用等については、提案者様のご負担になりますのでプロジェクター等を使用せず、「提出された提案書のみ」で説明していただきます。</p>
②	(様式9)提案書別紙について	
1	<p>「Ⅲ業務従事体制についての3.契約切替時の体制方針について、「(現在の契約者は次の者へ引継ぐ際の方針を記載してください)」とありますが、プロポーサル実施要領「8.提案書の作成及び記載上の留意事項」の(3)エ「提案書に提案者が特定できる内容の記述(社名等)をしないこと」に反することにならないでしょうか。</p>	<p>「Ⅲ業務従事体制について3.契約切り替え時の・・・」については、提案者を特定できるおそれがある評価項目のため、全提案者に対し、回答不要扱いとして、満点とさせていただきます。</p>
③	仕様書について	
1	<p>1.Ⅱ.清掃業務委託総則 5.人員配置等の(3)「ただし緊急清掃および定期清掃について・・・現場監督者として従事できるものとする」とありますが、ア～ケの業務内容に支障がない場合や、副責任者が代行できている場合に、責任者自身が現場監督者及び作業に従事することは問題ないでしょうか。</p>	<p>原則として、責任者の方には責任者の業務を全うしていただき、現場責任者に留めていただきます。ただし、発注者からの指示があった場合は別とします。</p>
2	<p>Ⅱ.清掃業務委託総則 5.人員配置等の(9)「定期清掃を実施する場合は・・・熟練者を配置すること(ビルクリーニング技能士の資格を保持するものが望ましい)」とありますが、熟練者とは、どの位の経験年数並びに技量を想定されているのでしょうか。</p>	<p>配置する従事者の経験年数は特に問いませんが、Ⅲ.清掃業務委託総則 4.定期清掃に係る事項に記載されている業務内容を確実に遂行できる従事者を配置してください。</p>
3	<p>Ⅱ.清掃業務委託総則 13.その他の(9)「本仕様に記載がない事項であっても・・・できる限り行うこと」とありますが、「発注者が美観上もしくは施設の管理上特に必要と認めた軽微な作業」とは、どのような事象を想定されているのでしょうか。また、要請のあった作業において費用が発生する場合には、協議に応じていただけるのでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載されていない業務で、「発注者が美観上もしくは施設の管理上特に必要と認めた軽微な作業」とは、仕様書に記載されている日常清掃と同等程度の業務を想定しております。また、業務内容が想定を超える場合については協議をさせていただきます。</p>